



わかりやすい母子健康手帳の利用に向けて

藤澤和子（びわこ学院大学）

杉浦絹子（西南女学院大学）

母子健康手帳は、障害や国籍に関係なく国内のすべての妊産婦に配布され、利用されてきました。現在外国人には翻訳版、視覚障害者には点字版が発行され、属性や背景における多様性への配慮もおこなわれつつあります。しかし一方で、知的障害などにより通常の手帳の理解が難しい妊産婦への配慮は、未だ着手されていません。

そこで、この度、私たちは、科研費（基盤研究 C21K10838）を得て、**文字を読み、内容を理解することの苦手な妊産婦が利用しやすい母子健康手帳**を制作しました。

利用対象者

- ・知的障害やその疑いのある妊産婦
- ・簡単な日本語を必要とする外国人の妊産婦
- ・その他、通常の手帳が読みにくい、わかりにくいと感じている妊産婦等

特徴

令和7年4月1日施行の母子健康手帳の府令様式と一部の任意様式に準拠した内容を、わかりやすく書き直し編集しています。通常母子健康手帳に代わる手帳としても利用できるように、国が定めた府令様式の内容と同じです。制作にあたっては、育児経験のある知的障害の親と、彼らへの支援経験のある保健師に、通常母子健康手帳の利用実態や制作に向けた意見、試作版の改善点を尋ね、それらを反映させました。

使用方法

利用対象となる人にこの手帳を紹介していただき、ご本人の意思を確認して利用意向のある人に、副読本として通常母子健康手帳と併用してもらってください。



使用方法是通常の手帳と同じです。支援が必要な人には、家族、保健医療従事者等の下で記入してもらったり、保健医療従事者等が記入した内容をその都度説明したりしてください。

イラストで子どもの様子を示したり、専門用語や検査、予防接種のワクチンと症状をわかりやすく説明したりしていますので、利用者の説明にもお使いください。

わかりやすい表現の工夫

わかりやすい表現で書き直し新たに編集したポイントです。

1. 構成

情報量が多いので、下記の点に留意しました。

- ・見たいところを探しやすくするために、色分けしたインデックスを付け、インデックスの色は目次の文字色と同色としました。
- ・ページの上部に、誰が書くのか、誰に書いてもらうのかを示しました。



- ・緊急時の連絡先等の大事な情報は目につくように手帳の冒頭に記入欄を設けました。

緊急時の連絡先		
名前	あなたとの関係	電話番号

2. ことば

- ・医療や保健の専門用語は、用語の後に[]で説明を入れました。
- ・一般用語も普段使っているわかりやすいことばに変更しました。

つぎの病気に かかったことがありますか。	
● 高血圧	【血圧が 高い】
● 腎臓病	【腎臓の はたらきが 弱くなる】
● 糖尿病	【血液の中の 糖が ふえすぎる】

3. 文

- ・一文を短くし、分かち書きにしました。
- ・具体的に書きました。

離乳食【やわらかくて 食べやすい 食べもの】を
1日3回 食べさせます。
9か月ころから 歯ぐきで つぶせる
バナナぐらいの かたさにします。

4. 漢字と記号

- ・専門用語以外は小学3年生までの漢字を使い全部にルビをふりました。
- ・専門用語はそのまま漢字で表記してルビをふりました。また、記号にもルビをふりました。

5. イラスト

- ・「子どもの様子」が視覚的にわかるようにイラストを付けました。
- ・歯のイラストに顔を付けました。

ひとり歩きをしたのはいつですか。

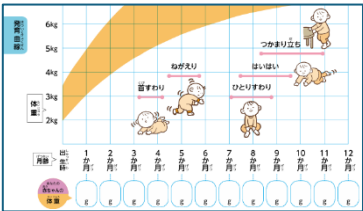
ママ、プープなど意味のあることばをいくつか話しますか。

6. レイアウト

- ・回答箇所に□を付け、可能な限り、余白、行間、図や表の間にゆとりをもたせました。

7. 発育曲線

- ・体重と身長を数字で記入する枠を設けました。



8. 予防接種のスケジュール

- ・p.63に利用者のお子さんのスケジュールを記入するページを設けました。

予防接種スケジュールと お子さんのスケジュール	
予防接種を受ける日	お子さんのスケジュール
ワクチンの種類	予防接種の種類
お子さんの名前	お子さんの年齢
お子さんの性別	お子さんの誕生日

9. 権利擁護への配慮の強化

利用者に検査結果の記録の同意を求める文面を、検査者向けの表現から本人に意思決定を求める文面「あなたが検査結果を書いてもいいと言ってから書くことになっています」に変更しました。

10. 説明の追加

- p.12 検査、p.64 予防接種のワクチンや病気の説明を加えました。

検査の項目	説明
血液型	血液のタイプです。
不規則抗体	不規則抗体があるかどうかを調べる検査です。この抗体があると、赤ちゃんの血液が少なくなってしまうことがあります。

わかりやすい母子健康手帳を無断で複写・複製・転載することは、著作権法上の例外を除き禁じられています。ただし、保健・福祉・医療・教育現場における公益目的その他非営利目的に限り、手帳の一部あるいは全部を複写・複製して使用することができます。）